

本定例会に提案いたしておりました議案につきましては、慎重にご審議
いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

【追加議案について】

さて、本日、追加提案いたします議案は、補正予算 1 件及び訴訟上の和
解 1 件でございます。

まず、議案第 19 号 平成 26 年度鹿島市一般会計補正予算（第 7
号）について申し上げます。

今回の補正は、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「地方への
好循環拡大に向けた緊急経済対策」として、「地域住民生活等緊急支援の
ための交付金」が新たに創設され、所要の補正が成立したことを踏まえた
追加補正でございます。

この交付金には、地域における消費喚起策や生活支援策に対する「地域
消費喚起・生活支援型交付金」と、人口減少問題などに対応した自治体独
自の施策に対する「地方創生先行型交付金」がございます。

鹿島市における補正の内容としましては、予算の総額に 1 億 1, 280
万 9 千円を追加し、補正後の総額を 1 4 4 億 5, 6 1 6 万 2 千円といたす
もので、歳入では、本市に交付される「地域消費喚起・生活支援型」及び
「地方創生先行型」の地域住民生活等緊急支援交付金などを計上いたして
おります。

歳出につきましては、「地域消費喚起・生活支援型」として、1 万円
で 1 万 2 千円分の買い物ができる商品券を発行する「消費喚起プレミアム商
品券発行事業」費や、「地方創生先行型」として、事業者に密着した相談
業務などを行う「鹿島市産業支援センター設置・運営事業」費など 12 事

業の実施のための費用をそれぞれ計上いたしております。

なお、これら「消費喚起プレミアム商品券発行事業」を含む13事業につきましては、平成27年度に繰り越して支出せざるをえないため、繰越明許費の追加補正もあわせて提出いたしております。

次に、議案第20号 訴訟上の和解について申し上げます。

先般、執行されました市税滞納者に係る不動産競売に伴い、裁判所から鹿島市の債権についてその配当が示されましたが、ほかの債権者から異議の申立てがなされておりました。

先月末、裁判所から提示されました和解案について、両者の協議が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

本定例会に提案いたしておりました議案につきましては、慎重にご審議
いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

【追加議案について】

本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第21号 鹿島市副市長の選任について申し上げます。

現副市長 ^{きたむら}北村 ^{かずひろ}和博 氏が、平成27年3月31日をもって退職されることになり、後任者として ^{ふじた}藤田 ^{よういちろう}洋一郎 氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。